

# さいたま市告示一覧

令和3年8月1日から  
同月15日まで

## 【目次】

- 第1214号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1215号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1216号 都市計画下水道事業受益者負担の賦課対象区域の追加決定  
【建設局下水道部下水道総務課】
- 第1217号 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会の選挙すべき委員の数  
【都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所】
- 第1218号 競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果の概要  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1219号 道路の区域の変更  
【建設局土木部土木総務課】
- 第1220号 道路の供用の開始  
【建設局土木部土木総務課】
- 第1221号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定  
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1222号 第1号事業者の指定  
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1223号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定  
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1224号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1225号 屋外広告物の保管  
【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
- 第1226号 市が実施する一般競争入札  
【農業委員会事務局農業振興課】
- 第1227号 入札の中止  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1228号 令和3年度自動販売機設置場所貸付事業の参加資格  
【財政局財政部資産経営課】
- 第1229号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1230号 動物の収容  
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1231号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- 第1232号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1233号 動物の収容  
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1234号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1235号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1236号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1237号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1238号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1239号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1240号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1241号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1242号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部契約課】
- 第1243号 形質変更時要届出区域の指定  
【環境局環境共生部環境対策課】
- 第1244号 大規模小売店舗の変更の届出  
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1245号 大規模小売店舗の変更の届出  
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1246号 大規模小売店舗の変更の届出  
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1247号 大規模小売店舗の変更の届出  
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1248号 大規模小売店舗の新設の届出  
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1249号 放置自転車等の撤去及び保管  
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1250号 農用地利用集積計画を定めた件  
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第1251号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局北部市税事務所個人課税課】
- 第1252号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局北部市税事務所個人課税課】

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- 第1253号 市が実施する一般競争入札  
【環境局環境共生部環境創造政策課】
- 第1254号 市が実施する一般競争入札  
【環境局環境共生部環境創造政策課】
- 第1255号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請  
【都市局都心整備部東日本交流拠点整備課】
- 第1256号 市が実施する一般競争入札  
【財政局財政部資産経営課】
- 第1257号 不動産等の最高価申込者の決定等の公告  
【財政局北部市税事務所納税調査課】
- 第1258号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1259号 市の徴収金に関する書類の公示送達  
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1260号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1261号 市が実施する一般競争入札  
【総務局危機管理部防災課】
- 第1262号 さいたま都市計画下水道の変更に関する公聴会の中止  
【建設局下水道部下水道計画課】
- 第1263号 市が実施する一般競争入札  
【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
- 第1264号 国民健康保険の被保険者証等の無効  
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1265号 市が実施する一般競争入札  
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1266号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部調達課】
- 第1267号 市が実施する一般競争入札  
【財政局契約管理部調達課】
- 第1268号 市が実施する一般競争入札  
【スポーツ文化局文化部文化振興課】
- 第1269号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1270号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1271号 市が実施する一般競争入札  
【保健福祉局保健部食肉衛生検査所】
- 第1272号 動物の収容  
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1273号 与野駅西口土地区画整理審議会委員の選挙期日及び選挙人名簿の縦覧  
【都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所】

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- |        |                           |                              |
|--------|---------------------------|------------------------------|
| 第1274号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1275号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1276号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出    | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1277号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1278号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出   | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第1279号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部年金医療課】              |
| 第1280号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達          | 【保健福祉局福祉部年金医療課】              |
| 第1281号 | 喫煙禁止除外場所を定める告示（大宮駅西口）     | 【環境局資源循環推進部資源循環政策課】          |
| 第1282号 | 放置自転車等の撤去及び保管             | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |

## さいたま市告示第1214号

さいたま市の発注する「浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事（R3）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし



た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3271-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	浦和東部第一特定土地区画整理事業 区画道路築造工事（R3）								
工事場所	さいたま市緑区大字中野田地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	道路土工一式 地盤改良工 路床置換工 510 m <sup>3</sup> 舗装工 アスファルト舗装工 1020 m <sup>2</sup> 透水性舗装工 914 m <sup>2</sup> 排水構造物工 側溝工 80m 集水柵・マンホール工 2基 構造物撤去工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	26,202,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月19日（木）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月26日（木）午前10時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月2日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月2日（月）午前9時から 令和3年8月18日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月23日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3473-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	下加西公園外11公園遊具再設置工事								
工事場所	さいたま市北区日進町1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	公園土工一式 公園施設撤去工一式 移設工一式 遊具組立設置工一式 すべり台（極小）1基（大）10基 小型複合遊具1基								
予定価格（税込）	17,468,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月19日（木）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月26日（木）午前10時40分								
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月2日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月2日（月）午前9時から 令和3年8月18日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月23日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-646-3179								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-2382-11								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	片柳児童センター中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字東新井710番地78								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月14日まで								
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 内装木質化改修工事 塗装改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	74,778,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月19日（木）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月26日（木）午前11時00分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月2日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月2日（月）午前9時から 令和3年8月18日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月23日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「片柳児童センター中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-2382-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	片柳児童センター中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字東新井710番地78								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月14日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	42,581,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月19日（木）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月26日（木）午前11時10分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月2日（月）から							
	質問受付期間	令和3年8月 2日（月）午前9時から 令和3年8月18日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月23日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「片柳児童センター中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第1215号

さいたま市の発注する「電線共同溝詳細設計外業務（市道E96号線）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札



書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4456-19						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	電線共同溝詳細設計外業務（市道E96号線）						
業務場所	さいたま市浦和区常盤6丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで						
概要	電線共同溝詳細設計1箇所 道路詳細設計（B）1区間 道路照明施設詳細設計0.44km 交差点照明施設詳細設計5箇所						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年8月19日（木）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月26日（木）午前10時50分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／道路 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録があること。					
	業務実績等	平成23年度以降、電線共同溝設計業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月2日（月）から					
	質問受付期間	令和3年8月 2日（月）午前9時から 令和3年8月18日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年8月23日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6204						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

**さいたま市告示第1216号**

さいたま市都市計画下水道事業施行に伴う受益者負担金徴収のため、さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）第6条の規定により、令和3年度の賦課対象区域を次のとおり追加決定したので公告する。

なお、関係書類は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 賦課対象区域**

**（1） 第10負担区**

さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	25街区7-2画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	32街区3-1画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	32街区3-2画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	178街区8-3画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	179街区19画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	211街区4-1画地
さいたま市緑区東浦和第二区画整理地	212街区6画地

**さいたま市告示第1217号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定により、令和3年8月28日に実施するさいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、令和3年7月1日から同年7月14日まで公衆の縦覧に供したところ、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったので、同令第22条第1項の規定により告示するとともに、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第4項の規定により告示する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数  
12人
- 2 宅地の所有者から選挙される委員についての予備委員の数  
6人
- 3 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所管理係
  - (2) 住所 さいたま市緑区大字大門2564番地6
  - (3) 電話 048(878)5143

さいたま市告示第1218号

さいたま市水道局告示第100号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

競争入札参加有資格者数（令和3年8月1日名簿新規登録分）

	市内	県内	県外	合計
建設工事	20	14	33	67
設計・調査・測量	3	6	30	39
土木施設維持管理	7	3	4	14
物品納入等	25	13	58	96
業務委託	39	22	110	171
合計	94	58	235	387

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第1219号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
N第235号線	さいたま市緑区大字南部領辻字前山 3060 番 1 地先	前	2.73	318.00
	さいたま市緑区大字大崎字東桔木 2440 番 1 地先		4.00	
	さいたま市緑区大字南部領辻字前山 3060 番 1 地先	後	6.00	318.00
	さいたま市緑区大字大崎字東桔木 2440 番 1 地先			
11923号線	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先	前	3.65	37.80
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先		3.83	
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 518 番 1 地先	後	3.77	12.60
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 518 番 1 地先		3.82	
11925号線	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先	前	4.00	7.50
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先		5.00	
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先	後	5.00	7.50
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 399 番 41 地先		8.00	
20667号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 394 番 1 地先	前	3.37	4.50
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 394 番 1 地先			
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 394 番 1 地先	後	3.37	4.50
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 394 番 1 地先		4.03	
20668号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 429 番 1 地先	前	3.38	143.33
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 419 番 2 地先		4.03	
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 429 番 1 地先	後	4.00	143.33
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 419 番 2 地先		5.01	

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

20679号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 461 番 1 地先	前	4.00	120.50
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 432 番 8 地先		4.03	
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 461 番 1 地先	後	4.00	120.50
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼 432 番 8 地先		7.45	
40883号線	さいたま市西区大字指扇字新屋敷 710 番 7 地先	前	3.50	37.92
	さいたま市西区大字指扇字新屋敷 709 番 9 地先			
	さいたま市西区大字指扇字新屋敷 710 番 7 地先	後	4.00	37.92
	さいたま市西区大字指扇字新屋敷 709 番 9 地先		4.25	



さいたま市告示第1220号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

路線名	区間	供用開始年月日
11923号線	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前518番1地先	令和3年8月3日
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前518番1地先	
11925号線	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前399番41地先	令和3年8月3日
	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前399番41地先	
20667号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼394番1地先	令和3年8月3日
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼394番1地先	
20668号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼429番1地先	令和3年8月3日
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼419番2地先	
20679号線	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼461番1地先	令和3年8月3日
	さいたま市見沼区大字南中野字海老沼432番8地先	
40883号線	さいたま市西区大字指扇字新屋敷710番7地先	令和3年8月3日
	さいたま市西区大字指扇字新屋敷709番9地先	

## さいたま市告示第1221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) ひだまり訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目136番地2 ヴェリス宮原101
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ひだまり倶楽部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目432番地2 岸ビル1階
- オ 代表者 代表取締役 藤森 丈夫
- カ 指定番号 1166591432
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (2) ひだまり訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目136番地2 ヴェリス宮原101
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ひだまり倶楽部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目432番地2 岸ビル1階
- オ 代表者 代表取締役 藤森 丈夫
- カ 指定番号 1166591432
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (3) まじめな訪問看護リハビリステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目36番15号 サウスハセービル3階
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 バリューアップ・パートナーズ株式会社
- エ 申請者住所 東京都豊島区池袋2丁目39番1号 コア星望ビル5階
- オ 代表者 代表取締役 松木 貴志
- カ 指定番号 1166591440
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (4) まじめな訪問看護リハビリステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目36番15号 サウスハセービル3階
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 バリューアップ・パートナーズ株式会社
- エ 申請者住所 東京都豊島区池袋2丁目39番1号 コア星望ビル5階
- オ 代表者 代表取締役 松木 貴志
- カ 指定番号 1166591440
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

(5) デイサービスセンター トレセン上峰

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区上峰4丁目3番16号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社グラビティ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2丁目2番地20
- オ 代表者 代表取締役 向井 恵祐
- カ 指定番号 1176519179
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

(6) でいとれセンターひばり領家

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区領家3丁目10番11号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社 ケアプランニング
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目541番地1
- オ 代表者 代表取締役 富井 武敏
- カ 指定番号 1176519187
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

(7) ドーミーCareLevi 岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町1丁目1番2号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社共立メンテナンス
- エ 申請者住所 東京都千代田区外神田2丁目18番8号
- オ 代表者 代表取締役 中村 幸治
- カ 指定番号 1176519195
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

(8) 訪問介護事業所はなあかり

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区宮本2丁目5番地5 秋山ハイツ A棟 201号室
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社玉屋利兵衛
- エ 申請者住所 山形県東村山郡山辺町大字山辺 1258番地12
- オ 代表者 代表取締役 安井 浩
- カ 指定番号 1176519203
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

(9) ねこさんプランニング

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区文蔵5丁目18番2号 302 バチュラー浦和
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 エイチアンドエイチ合同会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区白幡4丁目12番24号
- オ 代表者 代表社員 日野 寛
- カ 指定番号 1176519211

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和3年8月1日

(10) ヘルパーステーションさいさい 浦和美園

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田 750 番地 1

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 合同会社さいさい

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田 750 番地 1

オ 代表者 代表社員 江端 里香

カ 指定番号 1176519229

キ 指定年月日 令和3年8月1日

(11) あしすとケアプラン東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5 丁目 33 番地 12 5 階

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 メディカルアシスト株式会社

エ 申請者住所 埼玉県上尾市本町五丁目 13 番 27 号

オ 代表者 代表取締役 鈴木 達弥

カ 指定番号 1176519237

キ 指定年月日 令和3年8月1日

## 2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048 (829) 1265

## さいたま市告示第1222号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) デイサービスセンター トレセン上峰

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区上峰4丁目3番16号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社グラビティ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2丁目2番地20
- オ 代表者 代表取締役 向井 恵祐
- カ 指定番号 1176519179
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (2) でいとれセンターひばり領家

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区領家3丁目10番11号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 ケアプランニング
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目541番地1
- オ 代表者 代表取締役 富井 武敏
- カ 指定番号 1176519187
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (3) ドーミーCareLevi 岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町1丁目1番2号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社共立メンテナンス
- エ 申請者住所 東京都千代田区外神田2丁目18番8号
- オ 代表者 代表取締役 中村 幸治
- カ 指定番号 1176519195
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (4) ヘルパーステーションさいさい 浦和美園

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田750番地1
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 合同会社さいさい
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田750番地1
- オ 代表者 代表社員 江端 里香
- カ 指定番号 1176519229
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

#### (5) ゼストライフ戸田笹目

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- ア 事業所住所 埼玉県戸田市笹目 2-7-8
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社エコディラクション
- エ 申請者住所 東京都豊島区西池袋 3丁目 30番 11号 ベストワンビル 5F
- オ 代表者 代表取締役 澤田 恒
- カ 指定番号 1171901984
- キ 指定年月日 令和3年8月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

**さいたま市告示第1223号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区堀の内町一丁目72番地
- (2) 氏名 金杉 和秋

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区堀の内町一丁目247番5
- (2) 指定の年月日 令和3年7月30日
- (3) 指定の番号 第北21-009号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 23.14m

**さいたま市告示第1224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字古ヶ場字花ノ木729番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和3年2月22日  
第開-N2020122号
- 4 検査済証番号  
令和3年8月2日  
第完-N2020122号



**さいたま市告示第1225号**

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(1) はり札 448枚

(2) 立看板 11個

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時  
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係

(2) 電話 048（646）3178

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和3年8月3日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年月日	時間	年月日	時間	
1	見沼区 岩槻区	はり札	65	枚	6月5日	8:30 から 16:30	6月5日	16時30分	
2	大宮区	はり札	52	枚	6月8日	8:30 から 15:30	6月8日	15時30分	
3	大宮区	立看板	1	個	6月8日	8:30 から 15:30	6月8日	15時30分	
4	見沼区 岩槻区	はり札	49	枚	6月12日	9:00 から 16:00	6月12日	16時00分	
5	西区	はり札	52	枚	6月15日	8:30 から 15:45	6月15日	15時45分	
6	見沼区 岩槻区	はり札	38	枚	6月21日	9:00 から 16:00	6月21日	16時00分	
7	北区	はり札	56	枚	6月22日	8:30 から 15:35	6月22日	15時35分	
8	見沼区 岩槻区	はり札	36	枚	6月26日	9:00 から 16:00	6月26日	16時00分	
9	大宮区 北区	はり札	52	枚	6月29日	8:30 から 15:30	6月29日	15時30分	
10	大宮区 北区	立看板	1	個	6月29日	8:30 から 15:30	6月29日	15時30分	
11	大宮区	はり札	5	枚	7月13日	13:30 から 16:00	7月13日	16時00分	
12	大宮区	立看板	4	個	7月13日	13:30 から 16:00	7月13日	16時00分	
13	北区	はり札	2	枚	7月13日	13:30 から 16:00	7月13日	16時00分	
14	北区	立看板	5	個	7月13日	13:30 から 16:00	7月13日	16時00分	
15	見沼区	はり札	31	枚	7月13日	13:30 から 16:00	7月13日	16時00分	
16	北区	はり札	10	枚	7月16日	9:00 から 11:00	7月16日	11時00分	
	合 計	はり札	448	枚					
		立看板	11	個					

## さいたま市告示第1226号

タブレット型現地調査支援システム新規構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月3日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

タブレット型現地調査支援システム新規構築業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」及び「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を5件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(5) プライバシーマークの認定を受けていること。

(6) ISO9001（システム構築時の品質管理に関する公的資格）の認証を受けていること。

(7) PMBOKを理解し、プロジェクトマネージャ（情報処理技術者試験）又はこれに類する資格を有する者を体制に加えること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市農業委員会事務局農業振興課

担当　管理・振興係　電話　048（829）1805

(2) 交付期間

告示の日から令和3年8月17日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月20日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月1日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月1日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市農業委員会事務局農業振興課  
電話 048(829)1805 FAX 048(829)1966

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市農業委員会事務局農業振興課  
電話 048(829)1805 FAX 048(829)1966

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市農業委員会事務局農業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1227号**

令和3年7月26日さいたま市告示第1179号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和3年8月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

(1) 契約整理番号 03-9923-2

工事名 さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（建築）工事

工事場所 さいたま市緑区大字三室2460番地

(2) 契約整理番号 03-9923-3

工事名 さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（電気設備）工事

工事場所 さいたま市緑区大字三室2460番地

(3) 契約整理番号 03-9923-4

工事名 さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（機械設備）工事

工事場所 さいたま市緑区大字三室2460番地

2 中止とした理由

「さいたま市立病院旧周産期母子医療センター棟改修（電気設備）工事」の設計図書に見直しの必要が生じたため。

## さいたま市告示第1228号

令和3年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和3年8月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録することをいう。

### 2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

### 3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。
- (2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合で、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

### 4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

#### (1) 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年9月3日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 実施要領の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p082953.html>

イ 4(2)に同じ

(2) 交付期間

告示日から令和3年9月3日（金）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで）

6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。



**さいたま市告示第1229号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字神田字横手498番2、502番1、502番2、502番3、503番1、503番2、504番1、504番2、504番3、504番4、505番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年3月10日

第 開 - S 2 0 2 0 0 8 9 号

4 検査済証番号

令和3年8月3日

第 完 - S 2 0 2 0 0 8 9 号

さいたま市告示第1230号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年8月11日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年8月4日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
7月 30日	犬	中央区本町西	テリア系 雑種	オス	白茶	5~8歳	有	青色布製
8月 3日	猫	岩槻区古ヶ場	雑種	メス	キジトラ	1~2 週齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第1231号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区染谷三丁目283番2、284番1、285番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年3月26日

第開 - N2020142号

4 検査済証番号

令和3年8月4日

第完 - N2020142号

**さいたま市告示第1232号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字武久田411番1、412番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年11月20日

第開-N2020096号

4 検査済証番号

令和3年8月4日

第完-N2020096号

さいたま市告示第1233号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年8月11日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 4日	猫	浦和区領家	雑種	メス	白黒	5~8歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第1234号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
千葉 真琴	施術所名称	プラナ治療院	プラナ治療院	R03.07.01
櫻庭 由花	施術者氏名	齊藤 由花	櫻庭 由花	R03.06.23
櫻庭 由花	施術者氏名	齊藤 由花	櫻庭 由花	R03.06.23

**さいたま市告示第1235号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386



**さいたま市告示第1236号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和2年度、令和3年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

**さいたま市告示第1237号**

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

平成31年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

（2） 電話 048（829）1387

**さいたま市告示第1238号**

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、さいたま市南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和 3年度市民税・県民税納税通知書

令和 2年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第3係

（2） 電話 048（829）1389

## さいたま市告示第1239号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道12418号線外）」ほか10件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他



さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-40								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道12418号線外）								
工事場所	さいたま市見沼区東大宮7丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	延長294.0m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）489m（深300、横断仕様）43m 切回し側溝（600逃げ）1箇所 長尺U形側溝用集水樹（深700）4箇所 舗装工 下層路盤（RC-40）162㎡ 上層路盤（C-30）162㎡ 不陸整正（C-30）1450㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1450㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4456-22								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大道東橋補修工事								
工事場所	さいたま市緑区大字大道地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月20日まで								
概要	大道東橋補修工事 舗装工一式 橋面防水工一式 橋梁補修工一式 橋梁付属物補修工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	15,565,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級又はC級。ただし、C級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が75点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3162-13								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	東大宮西公園フェンス等設置工事								
工事場所	さいたま市見沼区東大宮2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月28日まで								
概要	施工面積 1180 m <sup>2</sup> 撤去工一式 公園土工一式 施設整備工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1420								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3473-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	三橋総合公園外3公園遊具再設置工事								
工事場所	さいたま市西区三橋5丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	公園土工一式 伐採工一式 公園施設撤去工一式 移設工一式 遊具組立設置工一式 すべり台（極小）1基（小）1基（小・改良）1基 中型複合遊具1基 サービス施設整備工一式								
予定価格（税込）	19,888,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-646-3179								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-61								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道32023号線外1路線）								
工事場所	さいたま市西区大字中釘地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	延長109m 幅員5.0m 舗装工 下層路盤452㎡ 上層路盤452㎡ 表層467㎡ 排水構造物 長尺U形側溝224m 集水樹5箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後4時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-62								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道40245号線）								
工事場所	さいたま市西区大字水判土地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	延長71m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤205㎡ 上層路盤205㎡ 不陸整正14㎡ 表層219㎡ 排水構造物工 側溝工142m 集水桝工3箇所 暗渠工6m 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後4時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3162-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	駒場運動公園陸上競技場改修工事								
工事場所	さいたま市浦和区駒場2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで								
概要	改修面積 10500㎡ グラウンド・コート用舗装工一式 グラウンド・コート用縁石工一式 競技施設工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	134,134,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」に基づく第3種以上の公認陸上競技場において、4,000㎡以上の全天候舗装の新設又は改修を含む工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								



さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-31								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川左岸第2排水区下水道工事（南建-R3-2002）								
工事場所	さいたま市桜区大字上大久保地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	延長160.7m 管きょ工 開削（□600×600、ボックスカルバート）157.8m （φ350、強化プラスチック複合管）2.9m マンホール工 組立1号マンホール 1箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-56								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	新曲輪橋補修工事（その1）								
工事場所	さいたま市岩槻区域町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	塗替塗装工一式 舗装工（車道部）716㎡（歩道部）321㎡ 橋面防水工1037㎡ 伸縮継手工一式 ひび割れ補修工一式 断面修復工一式 支承防錆工32基								
予定価格（税込）	180,444,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-57								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	歩道整備工事（一般国道122号・R3西町工区）								
工事場所	さいたま市岩槻区西町4丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長236.2m 土工一式 排水構造物工 側溝工416m 集水柵工11基 暗渠工42m 縁石工 歩車道境界ブロック345m 地先境界ブロック335m 舗装工 車道舗装2042㎡ 歩道舗装699㎡ 誘導ブロック47㎡ 撤去工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4456-20								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	羽根倉橋（上り線）耐震補強及び補修工事その4								
工事場所	さいたま市桜区大字下大久保地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで								
概要	補修工事 上部工補修（P10-P13 径間）一式 下部工補修（P9-P10 橋脚）一式 耐震補強工事 落橋防止装置設置工（P8(P9側)-P10(P9側)橋脚）一式								
予定価格（税込）	266,409,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月26日（木）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月31日（火）午前9時から 令和3年9月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年9月2日（木）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月25日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月30日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第1240号

さいたま市の発注する「浦和東部第一特定土地区画整理事業 雨水管渠布設工事（R3）」ほか6件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

### (1) 方式

特別簡易型

### (2) 評価値の算出方法

除算方式

## 3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

## 4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
  - (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
    - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
    - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
    - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
    - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
    - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
    - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
    - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
    - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
    - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
    - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
    - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
    - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
    - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
    - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
    - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
    - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
  - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の



翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

## 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

#### 11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3271-6								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	浦和東部第一特定土地区画整理事業 雨水管渠布設工事（R3）								
工事場所	さいたま市緑区大字中野田地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	延長115.98m 管渠工 開削工法 鉄筋コンクリート管（管径800mm）48.78m （管径900mm）67.20m マンホール工 組立3号マンホール1箇所 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（浦和東部第一特定土地区画整理事業 雨水管渠布設工事（R3））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-37								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ118号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字南下新井地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長504.0m 幅員6.3~7.8m 舗装工 路面切削（平均切削厚 t=5cm）3580 m <sup>2</sup> 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm）3560 m <sup>2</sup> 表層（再生密粒度 As-20、t=5cm）3581 m <sup>2</sup> 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（スマイルロード整備工事（R3市道イワ118号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-36								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3主要地方道川口上尾線外）								
工事場所	さいたま市北区吉野町2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長406m 幅員7.4～10.2m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（再生粗粒度As-20、平均切削深さ12cm、t=7cm）3411㎡ 路面切削工（平均切削深さ5cm）32㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm） 3440㎡ 付帯工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3主要地方道川口上尾線外））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-38								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3市道イワ114号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字柏崎地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長506m 幅員5.6m～7.0m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 t=5cm）14 m <sup>2</sup> 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As、t=7cm）2970 m <sup>2</sup> 表層（再生密粒度 As、t=5cm）2980 m <sup>2</sup> 付帯工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3市道イワ114号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-41								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3市道20081号線）								
工事場所	さいたま市大宮区吉敷町3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長300.0m 幅員14.5~15.0m 舗装工 路面切削工（平均切削厚 t=5cm）4370 m <sup>2</sup> 排水性舗装工（ポーラス As-20、t=5cm）4370 m <sup>2</sup> 舗装版破碎工 156 m <sup>2</sup> 基層工（ポーラス As-20、t=7cm）156 m <sup>2</sup> （再生粗粒度 As-20、t=7cm）156 m <sup>2</sup> 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3市道20081号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-39								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3市道イワ123号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字末田地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長401.0m 幅員5.1m～7.1m 舗装工【夜間】 路面切削工（平均切削厚5cm）6㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2240㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）2250㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3市道イワ123号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								



さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-49								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3主要地方道さいたま菖蒲線）								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長222.0m 幅員6.50m 舗装工【夜間施工】 路面切削工（切削深さt=5cm）13㎡ 切削オーバーレイ工（切削深さt=12cm、再生粗粒度As、t=7cm）1430㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm）1440㎡ 付帯工【夜間施工】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3主要地方道さいたま菖蒲線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第1241号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道32211号線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

## 一般競争入札（参加拡大）の試行実施について

さいたま市発注の予定価格 1 千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

### 目 的

市内業者の発掘、育成を目的とし、受注意欲の高い建設業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施することにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上が可能なため。

### 内 容

- 1 対象工事  
予定価格 1 千万円未満の土木工事
- 2 対象件数  
北部建設事務所 3 件

※ 以下の公告により実施いたします。



さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

別表

対象工事	ア 暮らしの道路整備工事（市道32211号線） イ スマイルロード整備工事（R3市道11795号線） ウ 暮らしの道路整備工事（市道40753号線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-58								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道32211号線）								
工事場所	さいたま市西区大字西遊馬地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月18日まで								
概要	延長65m 幅員4.00m、5.00m 舗装工 下層路盤229㎡ 上層路盤229㎡ 表層229㎡ 排水構造物 長尺U型側溝129m 集水樹2箇所 区画線工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	9,702,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-50								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道11795号線）								
工事場所	さいたま市見沼区深作3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	延長121.5m 幅員4.0m～5.2m 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）124m 舗装工 下層路盤（RC-40）37㎡ 上層路盤（C-30）37㎡ 不陸整正437㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）437㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	8,987,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-59								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道40753号線）								
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで								
概要	延長71m 幅員4.00m 舗装工 下層路盤199㎡ 上層路盤199㎡ 表層280㎡ 排水構造物 長尺U型側溝85m 集水柵4箇所 区画線工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	8,206,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後3時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</li> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第1242号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道L-1016号線外）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお



いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

#### 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

## 一般競争入札（参加拡大）の試行実施について

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

### 目 的

市内業者の育成を目的とし、受注意欲の高い建設業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施することにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上を図るため。

### 内 容

- 1 対象工事  
予定価格1千万円未満の舗装工事
- 2 対象件数  
南部建設事務所1件

※ 以下の公告により実施いたします。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4465-17								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道L-1016号線外）								
工事場所	さいたま市緑区馬場2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月17日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長251.9m 幅員5.0m 舗装工 舗装版破碎 1280㎡ 不陸整正1280㎡ 表層1280㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年8月24日（火）午前9時から 令和3年8月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年8月27日（金）午前9時から 令和3年8月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年8月31日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年8月6日（金）から							
	質問受付期間	令和3年8月6日（金）午前9時から 令和3年8月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年8月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

**さいたま市告示第1243号**

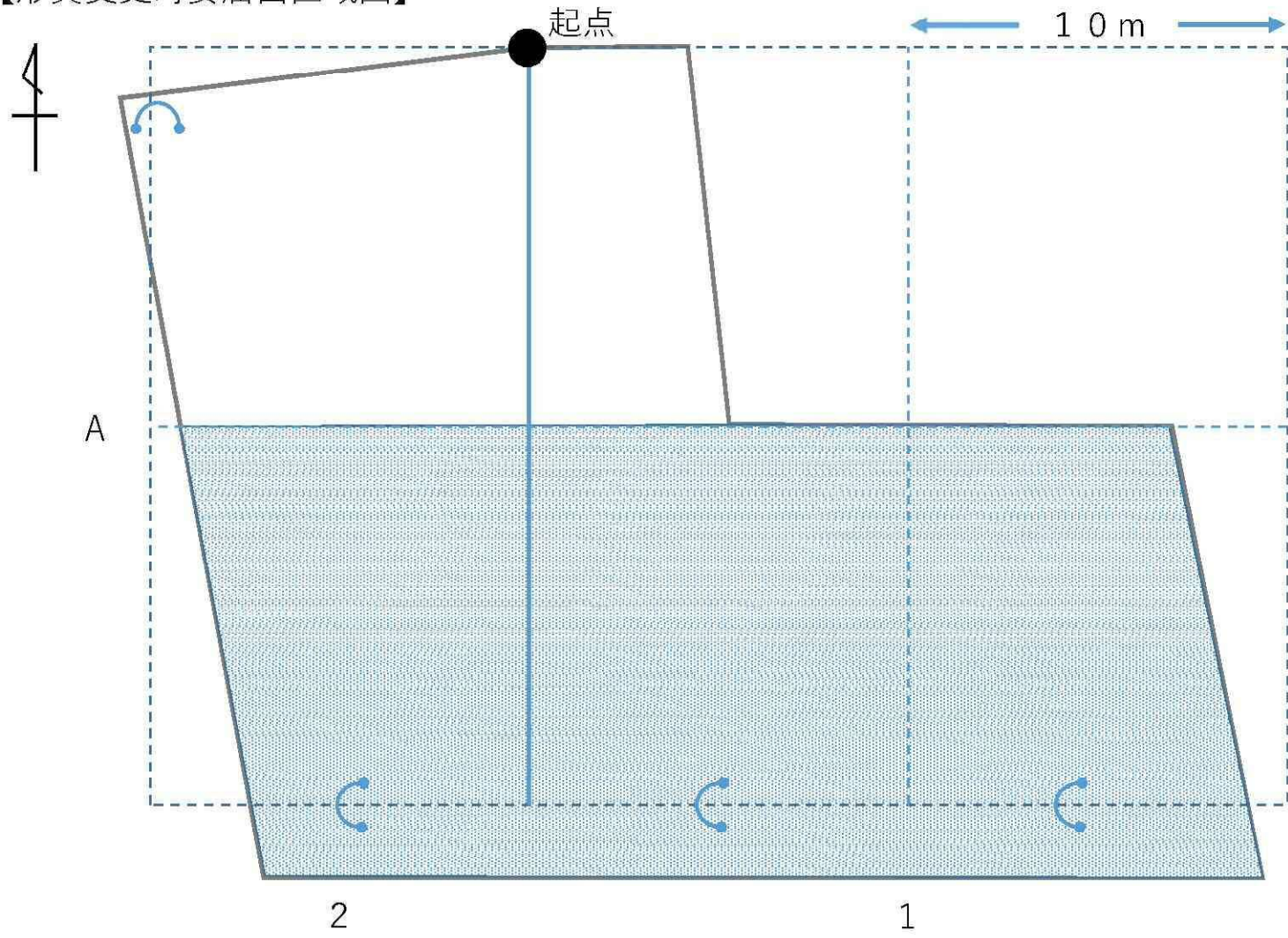
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。



令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
さいたま市北区日進町二丁目1272番2の一部  
詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり。
- 2 指定番号  
形-24号
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係
  - (2) 電話 048（829）1331

【形質変更時要届出区域図】



-  形質変更時要届出区域
-  統合区画

1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子内の枝番

## さいたま市告示第1244号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友中浦和店

所在地 さいたま市南区関一丁目1番11号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ケイ・アール・ベンチャー株式会社

代表者氏名 代表取締役 田中 順子

住 所 埼玉県蕨市中央六丁目3番3号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者 大久保 恒夫

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

(5) 変更する理由

小売業者の代表者を変更したため。

### 2 届出年月日

令和3年7月28日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944



さいたま市告示第1245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友南浦和店

所在地 さいたま市南区根岸五丁目18番28号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 合同会社西友

代表者氏名 職務執行者 大久保 恒夫

住 所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者 大久保 恒夫

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称：合同会社西友

代表者名：職務執行者 大久保 恒夫

住 所：東京都北区赤羽二丁目1番1号

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

(5) 変更する理由

(ア) 設置者の代表者を変更したため。

(イ) 小売業者の代表者を変更したため。

2 届出年月日

令和3年7月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

- (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

- (2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

- (1) 意見書の提出期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。

- (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

## さいたま市告示第1246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンピア東大宮

所在地 さいたま市見沼区東大宮五丁目44番地2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社山一ビル

代表者氏名 代表取締役 山田 一男

住 所 さいたま市見沼区東大宮五丁目37番地6

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社西友を含む4社 別表「小売業者一覧（変更前）」参照（別表省略）

（変更後）合同会社西友を含む4社 別表「小売業者一覧（変更後）」参照（別表省略）

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧（変更前）」及び別表「小売業者一覧（変更後）」参照（別表省略）

(5) 変更する理由

小売業者の代表者変更のため。

### 2 届出年月日

令和3年7月28日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

## さいたま市告示第1247号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友与野店

所在地 さいたま市中央区下落合三丁目7番9号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ライファン工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 笹沼 東一

住 所 さいたま市浦和区東高砂町2番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友を含む3社 別表「小売業者一覧（変更前）」参照（別表省略）

（変更後）合同会社西友を含む3社 別表「小売業者一覧（変更後）」参照（別表省略）

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧（変更前）」及び別表「小売業者一覧（変更後）」参照（別表省略）

(5) 変更する理由

小売業者の代表者及び住所を変更したため。

### 2 届出年月日

令和3年7月28日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5-7-10

電話 048（840）6013

FAX 048（840）6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第1248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）櫛引町小売店舗  
所在地 さいたま市北区櫛引町二丁目109番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名 称 株式会社 渋谷インターナショナル  
代表者氏名 代表取締役 渋谷 建一郎  
住 所 さいたま市大宮区櫛引町一丁目779番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名 称 未定  
代表者氏名 未定  
住 所 未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年5月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,800㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
屋上駐車場	57台
計	57台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗西側駐輪場	25台
店舗南側駐輪場	26台
計	51台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積	備 考
荷さばき施設	145.95㎡	
計	146㎡	小数点以下四捨五入

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
廃棄物等保管施設 a	4. 6 9 2 m <sup>3</sup>	紙製廃棄物等
廃棄物等保管施設 b	0. 4 2 0 m <sup>3</sup>	金属製廃棄物等
廃棄物等保管施設 c	0. 4 2 0 m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物等
廃棄物等保管施設 d	4. 6 9 2 m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物等
廃棄物等保管施設 e	0. 8 1 0 m <sup>3</sup>	生ごみ等
廃棄物等保管施設 f	0. 4 5 0 m <sup>3</sup>	その他可燃性廃棄物等
合計	1 1 m <sup>3</sup>	小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時00分から午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	位置
駐車場出入口	1箇所	敷地西側

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

令和3年7月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年8月6日から令和3年12月6日まで。



(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第1249号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 7月30日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 73台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/07/26	南浦和駅東口	埼玉県警16-6381499	AAV??82		
2021/07/26	南浦和駅西口	埼玉県警16-6531137	STPGF01669		
2021/07/26	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8344336	V180412549		
2021/07/27	南浦和駅東口	尾久B-00364	A15AG30465		
2021/07/27	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200265785	B9K74383		
2021/07/27	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6307899	S0A027360		
2021/07/29	東浦和駅	不明	ZY9L089617		
2021/07/29	南浦和駅東口	埼玉県警18-8323778	SD18050144		
2021/07/29	武蔵浦和駅	池袋F-52331	LMI43427		
2021/07/29	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194096402	MD19021325		
2021/07/30	南浦和駅東口	志村F-61943	V210307027		
2021/07/30	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7302052	S6L048924		
2021/07/30	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194092547	A19AF14889		
2021/07/30	西浦和駅	北海道D-963568	JL17058269		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/07/26	大宮駅東口	埼玉県警19-195300135	STH343207		
2021/07/26	大宮駅東口	埼玉県警13-3444535	B3C08203		
2021/07/26	大宮駅東口	埼玉県警13-3250075	A13AF25049		
2021/07/26	大宮駅東口	不明	B6X80028		
2021/07/26	大宮駅東口	不明	V190318922		
2021/07/26	大宮駅東口	埼玉県警20-200026055	ZY9L132924		
2021/07/26	大宮駅東口	八王子K-65614	B7G62590		
2021/07/26	大宮駅西口	埼玉県警17-7102774	FC6J04608		
2021/07/26	大宮駅西口	埼玉県警15-5008904	GF1D37738		
2021/07/26	大宮駅西口	不明	A21PA07802		
2021/07/26	大宮駅西口	埼玉県警20-204549621	S8003651		
2021/07/26	大宮駅西口	埼玉県警20-201613850	B0E79939		
2021/07/26	大宮駅西口	不明	B5X46530		
2021/07/26	東大宮駅西口	埼玉県警17-7401206	S7F221375		
2021/07/26	東大宮駅西口	埼玉県警18-8510967	B8H03672		
2021/07/26	新都心駅東口	埼玉県警14-4000781	A13AL98531		
2021/07/27	大宮駅東口	埼玉県警21-211046309	T16GG466		
2021/07/27	大宮駅東口	埼玉県警20-204745455	STTCF11932		
2021/07/27	大宮駅西口	埼玉県警20-204348880	SUH032391		
2021/07/27	北大宮駅	埼玉県警17-7497648	FJAIE87663		
2021/07/27	七里駅	西新井K-61079	SX11090494		
2021/07/29	大宮駅東口	不明	G140411137		
2021/07/29	大宮駅東口	不明	A15AL05294		
2021/07/29	大宮駅東口	埼玉県警16-6403604	RM10342		
2021/07/29	大宮駅西口	埼玉県警16-6131224	SPL032955		
2021/07/29	大宮駅西口	埼玉県警19-192664799	V190304042		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/07/29	大宮駅西口	埼玉県警19-191785541	B9A41870		
2021/07/29	東大宮駅東口	埼玉県警16-6108174	GC5K15584		
2021/07/29	新都心駅東口	埼玉県警15-5160060	K85A06854		
2021/07/29	新都心駅東口	埼玉県警21-210007687	T8DAG241		
2021/07/30	大宮駅西口	板橋E-97619	K9G06095		
2021/07/30	大宮駅西口	埼玉県警20-203144130	GG9L47667		
2021/07/30	大宮駅西口	不明	VF5A10778		
2021/07/30	東大宮駅東口	埼玉県警21-212159433	STTJY05137		
2021/07/30	指扇駅	埼玉県警18-8309291	B7J75468		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/07/26	浦和駅西口	埼玉県警01-1013667	SW44387		
2021/07/26	浦和駅西口	埼玉県警11-1227595	SLB37364		
2021/07/26	北浦和駅東口	不明	G120201888		
2021/07/26	北浦和駅東口	埼玉県警17-7432237	F70416538		
2021/07/26	与野駅東口	不明	NC16853		
2021/07/26	北与野駅	不明	H2E87755		
2021/07/26	南与野駅	不明	R3H04290		
2021/07/27	浦和駅東口	埼玉県警20-200173295	A19AK56233		
2021/07/27	浦和駅西口	埼玉県警13-3075836	B2K76212		
2021/07/27	北浦和駅東口	埼玉県警21-213027891	A21AD12887		
2021/07/27	与野駅東口	埼玉県警17-7104004	LBK31080		
2021/07/29	浦和駅西口	目黒B-38453	CW10066079		
2021/07/29	浦和駅西口	埼玉県警17-7560227	MD17088554		
2021/07/29	浦和駅西口	埼玉県警13-3622929	H4E19693		
2021/07/29	浦和駅西口	埼玉県警20-202177280	SUA309600		
2021/07/29	浦和駅西口	埼玉県警18-8306360	G185G56673		
2021/07/29	北浦和駅東口	埼玉県警17-7147141	S6L143158		
2021/07/29	与野駅西口	埼玉県警20-205427678	A20AH07582		
2021/07/29	中浦和駅	埼玉県警14-4596635	ND3B62670		
2021/07/29	与野本町駅	埼玉県警16-6432306	S6G016207		
2021/07/29	与野本町駅	東大和E62151	H5H68534		
2021/07/30	浦和駅東口	埼玉県警03-3009214	K2X13821		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/07/26	岩槻駅	埼玉県警16-6379332	SQD014192		
2021/07/27	岩槻駅	不明	V180811024		

合計: 73台

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第1250号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人



**さいたま市告示第1251号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3103

**さいたま市告示第1252号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度軽自動車税（種別割）納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3102

## さいたま市告示第1253号

令和3年度さいたま市燃料電池自動車賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和3年度さいたま市燃料電池自動車賃貸借契約
- (2) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 数量・特質等  
ア 数量 2台  
イ 特質等 仕様書による。
- (4) 借入期間  
車両登録日から60か月
- (5) 車両登録期限  
令和4年2月18日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「自動車リース」で登載されている者
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者  
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去10年間に自動車のメンテナンスリース長期継続契約（5年以上）に関する契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行していること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324
- (2) 交付期間

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

公告の日から令和3年8月23日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和3年9月1日（水）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

導入台数あたりの月額単価で行う。落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって契約金額とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（月額）（税抜）を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月16日（木）午後2時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月16日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1323

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1254号

令和3年度さいたま市スマート充電システム賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市スマート充電システム賃貸借契約

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 8基

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

納品日から60か月

(5) 納品期限

令和3年12月24日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA 機器リース等」で登載されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去10年間に電気自動車用充電器のメンテナンスに係る契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行していること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324

(2) 交付期間

公告の日から令和3年8月23日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和3年9月1日（水）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

導入台数あたりの月額単価で行う。落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって契約金額とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（月額）（税抜）を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月16日（木）午後2時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月16日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1323

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。



さいたま市告示第1255号

令和3年度 大宮駅周辺地区まちづくりガイドライン案検討・オープンワーキング企画運営等業務について、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1. 募集概要

件名 令和3年度 大宮駅周辺地区まちづくりガイドライン案検討・オープンワーキング企画運営等業務

履行期間 契約締結日から令和4年3月25日まで

選定方法 企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する選考委員会を設置し、予め定めた選定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を特定する。

2. 公募に関する情報

プロポーザル実施要項・業務委託要求事項 別紙のとおり

令和3年8月18日（水）17時 質問提出期限

令和3年8月25日（水）頃 質問に対する回答

令和3年9月6日（月）17時 応募書類提出期限

令和3年9月9日（木） 企画提案審査（プレゼンテーション）実施日

令和3年9月14日（火）頃 審査結果通知

この情報はさいたま市WEBサイト内でも公開しており、応募に必要な書類をダウンロードできる。

(<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p083157.html>)

連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課 拠点施設整備係

(2) 電話 048(646)3281

(3) FAX 048(646)3292

## さいたま市告示第1256号

令和3年度に実施する旧指扇住宅用地公募貸付事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 応募に付する事項

#### (1) 件名

旧指扇住宅用地公募貸付事業

#### (2) 履行場所

さいたま市西区大字宝来字堤林2196番12

さいたま市西区大字宝来字堤林2196番14

#### (3) 概要

市有地の有効活用を図るため、一般競争入札により事業者を選定し、貸付けを行う。

#### (4) 履行期間

契約締結の日から5年以内

### 2 申込みの資格

申込みをすることができる事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 個人においては、さいたま市内に住民票があること、法人においては、さいたま市内に本店、支店又は事務所等を有すること。

(2) 所定の「誓約書」をもって、誠実に入札に参加できる個人又は法人であること。

(3) 募集要領、物件調書、契約書に定める事項を了承した上で、誠実に履行できる個人又は法人であること。

### 3 募集要領の配布

本事業に申込みを希望する者に対し、募集要領を配布するものとする。

#### (1) 配布場所

ア さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局財政部資産経営課  
担当 資産マネジメント係 電話 048（829）1190

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p082954.html>

#### (2) 配布期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月10日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

### 4 申込方法等

#### (1) 提出書類

ア 募集要領に定める書類（各1部）

#### (2) 受付期間

令和3年9月6日（月）から令和3年9月10日（金）まで（午前9時から午後5時まで）

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は期限までの消印を有効とする。）

5 入札等

(1) 入札日

令和3年9月15日（水） 15時

(2) 入札場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 地下1階第1会議室

(3) 契約期限

令和3年9月22日（水）

6 その他

詳細は募集要領による。

## 不動産等の最高価申込者の決定等の公告

令和3年8月6日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第1107号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

記

公 売 財 産			最高価申込価額 (円)	最高価申込者の 氏 名
売却区分番号	名称その他	数量		
	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		121,000	R&M International株式会社
最高価申込者の決定年月日			令和3年8月6日	
決 売 日	時	場 所		
定 却	令和3年8月13日 (金) 午前10時00分	さいたま市北部市税事務所 納税調査課		

注意 最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を納付したときです。  
代金納付期限 令和3年8月13日 (金) 午後2時30分

## 別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
北2	トヨタ エスティマ 平成18年式 ブラック 走行距離 11万キロ 自動車登録番号又は車両番号 大宮 354 り 8000 登録年月日/交付年月日 令和2年12月23日 初度登録年月 平成18年4月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 車名 トヨタ 乗車定員 7人 車両重量 1740kg 車両総重量 2125kg 車台番号 ACR50-7022887 長さ 479cm 幅 180cm 高さ 173cm 前前軸重 1020kg 後後軸重 720kg 型式 DBA-ACR50W 原動機の型式 2AZ 総排気量又は定格出力 2.36L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 15270 類別区分番号 0065 有効期間の満了する日 令和4年12月22日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	10,000	94,500	1

**さいたま市告示第1258号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3049 （省略）

**さいたま市告示第1259号**

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和3年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類  
別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第1260号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市中央区本町東四丁目512番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和2年10月15日  
第 開 - S 2 0 2 0 0 5 0 号
- 4 検査済証番号  
令和3年8月6日  
第 完 - S 2 0 2 0 0 5 0 号



## さいたま市告示第1261号

さいたま市洪水ハザードマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市洪水ハザードマップ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月国土交通省水管理・国土保全局）」に基づく一級河川にて、想定し得る最大規模の降雨により河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域を、地図面とした国又は地方公共団体発注の洪水ハザードマップの作成又は改定業務を元請として履行した実績を有する者であること。

(5) 公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（GIS1級）、公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（防災調査）又は公益財団法人日本測量調査技術協会による地理情報標準認定資格中級技術者のいずれかの資格を有する管理技術者（現場責任者）を1名配置することができる者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付方法  
さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p082861.html>
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和3年8月25日（水）まで
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
告示の日から令和3年8月25日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）
  - (3) 受付場所  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課  
担当 防災企画係 電話 048（829）1126
  - (4) 提出方法  
持参又は郵送
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
4(3)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和3年8月30日（月）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

認定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課  
電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課  
電話 048(829)1126 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

- (3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1262号**

令和3年7月6日付けさいたま市告示第1095号で告示した都市計画に関する公聴会は、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第6条の規定により、その開催を中止する。

令和3年8月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の名称

さいたま都市計画下水道

2 公聴会中止の理由

公述申出書が提出されなかったため

3 公述申出書の提出期間

令和3年7月7日（水）から令和3年7月21日（水）まで

4 中止となる公聴会

(1) 開催日時 令和3年8月25日（水） 14時から

(2) 開催場所 ときわ会館

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 建設局 下水道部 下水道計画課 計画第1係

(2) 電話 048（829）1566

(3) FAX 048（829）1975

## さいたま市告示第1263号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

#### (2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛リサイクルセンター

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなさ

れている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(6) 1(1)アからカの売却について、さいたま市又は過去3年間（平成30年8月28日から令和3年8月27日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和3年8月27日（金）まで

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

告示の日から令和3年8月27日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

#### (3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部  
廃棄物対策課

担当 高畑 電話 048(829)1336

イ 〒337-0021 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部  
環境センター

担当 日高 電話 048(684)3802

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

### 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年9月8日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの売却 令和3年9月10日（金）午前10時00分

(イ) 1(1)イの売却 令和3年9月10日（金）午前10時20分

(ウ) 1(1)ウの売却 令和3年9月10日（金）午前10時40分

(エ) 1(1)エの売却 令和3年9月10日（金）午前11時00分

(オ) 1(1)オの売却 令和3年9月10日（金）午前11時20分

(カ) 1(1)カの売却 令和3年9月10日（金）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月10日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。



(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課  
電話 048(829)1336   FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1   さいたま市環境局施設部東部環境センター  
電話 048(684)3802   FAX 048(686)0466

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局施設部環境施設管理課  
電話 048(829)1343   FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

6(8)イに同じ

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第1264号**

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1265号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

## さいたま市告示第1266号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）及び数量  
市民会館おおみやロビー等什器 一式
- (2) 納入場所  
さいたま市大宮区大門町2-118 さいたま市民会館おおみや
- (3) 特質等  
入札説明書のとおり
- (4) 納入期限  
令和4年3月15日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」又は「木製什器」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048（829）1181
- (2) 交付期間

告示の日から令和3年8月30日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年9月7日（火）及び令和3年9月8日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月22日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月22日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1267号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

ダイアフラム式真空ポンプ外16件

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター生活科学課

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和3年12月28日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「精密機械」内の営業種目「理化学器械器具」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年8月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年9月6日（月）及び令和3年9月7日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時



令和3年9月22日（水）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月22日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1268号

市民会館おおみや新施設電話交換機設備賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市民会館おおみや新施設電話交換機設備賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区大門町2-118 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業  
複合施設内4階 市民会館おおみや

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年1月1日から令和9年12月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に於いて、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課  
担当 文化施設係 電話 048（829）1227

(2) 交付期間

告示の日から令和3年8月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年9月2日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月13日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和3年8月1日から同月15日まで）

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月13日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課  
電話 048（829）1227   FAX 048（829）1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1269号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字金重字西208番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 3年 3月 8日

第開 - N2020134号

4 検査済証番号

令和 3年 8月11日

第完 - N2020134号

**さいたま市告示第1270号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区大字大牧字梅所1438番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号  
ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫
- 3 許可番号  
令和3年6月15日  
第開 - S2021015号
- 4 検査済証番号  
令和3年8月11日  
第完 - S2021015号

## さいたま市告示第1271号

口座振替依頼書等作成封入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

口座振替依頼書等作成封入業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年11月5日（金）まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「文書管理」の受注希望業務に「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日を起算日として過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課  
担当 収納管理係 電話 048（829）1167

(2) 交付期間

告示の日から令和3年8月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和3年8月31日（火）午前9時から午後4時まで
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和3年9月3日（金）午前10時30分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第1会議室
  - (3) 入札保証金  
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (4) 開札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和3年9月3日（金）入札終了後、直ちに行う。



イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局税務部税制課  
電話 048(829)1160   FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局税務部収納対策課  
電話 048(829)1167   FAX 048(829)1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p082113.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1272号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年8月17日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 7日	猫	岩槻区西町	雑種	メス	サバ トラ	1～2か 月齢	無	負傷動物
8月 11日	猫	中央区大戸	雑種	メス	キジ トラ	1～2 週齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

## さいたま市告示第1273号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定によるさいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和3年11月14日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により告示する。なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 縦覧場所

- (1) 住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号（中央区役所4階）
- (2) 名称 与野まちづくり事務所

### 2 縦覧期間

- (1) 期間 令和3年9月21日から令和3年10月4日まで
- (2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

### 3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
- (2) 電話 048（840）6153

**さいたま市告示第1274号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1275号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1276号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1277号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第1278号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305



**さいたま市告示第1279号**

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和3年8月13日から令和3年8月19日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

**さいたま市告示第1280号**

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書（過年度相当分）

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和3年8月13日から令和3年8月19日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第1281号

さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例（平成19年さいたま市条例第14号）第12条の規定に基づき路上喫煙禁止区域内喫煙禁止除外場所を定める件（平成23年さいたま市告示第113号）を次のように改正する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人


表大宮駅西口周辺喫煙禁止除外場所の項を次のように改める。

大宮駅西口周辺喫煙禁止除外場所	別図のとおり	令和3年8月20日
-----------------	--------	-----------

別図を次のように改める。

# 大宮駅西口周辺 喫煙禁止除外場所



 喫煙禁止除外場所

さいたま市告示第1282号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 8月 6日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 77台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/08/02	東浦和駅	埼玉県警17-7273600	F60606836		
2021/08/02	南浦和駅東口	不明	WBD30850006L		
2021/08/02	南浦和駅東口	埼玉県警18-8373521	B8D58653		
2021/08/02	南浦和駅西口	栃木県警01-28541	P11P17727		
2021/08/02	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194609647	FC9H04579		
2021/08/02	西浦和駅	埼玉県警18-8323257	SSD048236		
2021/08/03	南浦和駅東口	埼玉県警19-194850166	MD19070458		
2021/08/03	南浦和駅西口	埼玉県警21-210241647	STJHF51849		
2021/08/03	南浦和駅西口	埼玉県警18-8463773	SSI331933		
2021/08/05	南浦和駅東口	不明	A?3??40293		
2021/08/05	南浦和駅西口	赤羽G-25036	K2GK16825		
2021/08/05	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4324895	B4E64699		
2021/08/05	武蔵浦和駅	石神井J-59117	K15GK01466		
2021/08/06	南浦和駅西口	埼玉県警13-3458185	SNE242945		
2021/08/06	西浦和駅	埼玉県警16-6333600	SQB001703		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/08/02	大宮駅東口	埼玉県警20-201120144	CS90605548		
2021/08/02	大宮駅西口	逗子34-0048757	K7FK20386		
2021/08/02	東大宮駅東口	埼玉県警20-200063554	A19AB30688		
2021/08/03	大宮駅東口	不明	K0K08076		
2021/08/03	大宮駅東口	埼玉県警17-7325736	A16AK20624		
2021/08/03	大宮駅西口	埼玉県警17-7038989	F160804853		
2021/08/03	宮原駅東口	埼玉県警20-202087191	4WTU124C4446N		
2021/08/03	東大宮駅東口	不明	A19AC00659		
2021/08/03	東大宮駅西口	埼玉県警15-5468983	H5E36519		
2021/08/03	指扇駅	埼玉県警12-2508801	R2B00398		
2021/08/03	西大宮駅南口	埼玉県警19-191696298	V181200702		
2021/08/05	大宮駅東口	埼玉県警20-203903154	S9902939		
2021/08/05	宮原駅西口	埼玉県警97-7276584	74H3836		
2021/08/05	西大宮駅南口	埼玉県警20-201690935	MD19111961		
2021/08/06	大宮駅西口	埼玉県警20-204549540	A20AG30812		
2021/08/06	指扇駅	埼玉県警12-2451071	B2C79381		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/08/02	浦和駅東口	埼玉県警20-204106606	GN919756		
2021/08/02	浦和駅東口	埼玉県警15-5503462	SPI114435		
2021/08/02	浦和駅西口	不明	STD309857		
2021/08/02	浦和駅西口	埼玉県警19-193291147	SS181103065		
2021/08/02	浦和駅西口	埼玉県警20-204536627	B0B52298		
2021/08/02	浦和駅西口	埼玉県警14-4615371	43D5702		
2021/08/02	浦和駅西口	埼玉県警20-200188217	S6900225		
2021/08/02	浦和駅西口	埼玉県警16-6255631	SQA006318		
2021/08/02	北浦和駅東口	埼玉県警17-7361455	B1F10168		
2021/08/02	北浦和駅西口	埼玉県警16-6124720	A16AA32764		
2021/08/02	北浦和駅西口	埼玉県警21-212240630	B1A48377		
2021/08/02	北与野駅	埼玉県警16-6336235	B6D03843		
2021/08/02	北与野駅	埼玉県警21-210191542	SUI043129		
2021/08/03	浦和駅東口	埼玉県警13-3110477	I0001100623		
2021/08/03	浦和駅東口	埼玉県警17-7560333	B7H53140		
2021/08/03	浦和駅西口	埼玉県警19-190996336	G8X02361		
2021/08/03	北浦和駅東口	埼玉県警18-8455935	GP7K01070		
2021/08/03	与野駅西口	埼玉県警15-5546538	SVPE2 1810		
2021/08/03	与野駅西口	埼玉県警18-8322842	SSD018588		
2021/08/03	中浦和駅	不明	GS70706551		
2021/08/03	北与野駅	埼玉県警20-201047641	F1912773		
2021/08/03	与野本町駅	不明	S5160350		
2021/08/05	浦和駅東口	埼玉県警15-5338320	A15AC20736		
2021/08/05	浦和駅西口	埼玉県警15-5092144	STNKA03248		
2021/08/05	浦和駅西口	埼玉県警17-7382432	SN7I00544		
2021/08/05	北浦和駅東口	不明	TC1RF215		



# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警21-211624752	A21AB04545		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警20-204837074	SUI036799		
2021/08/05	北浦和駅西口	栃木県警01-66917	5B80908		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警20-200212274	STK027792		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警18-8487594	B8G57897		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警11-1655828	B1J55175		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警19-190166031	GZ8L04293		
2021/08/05	北浦和駅西口	上野H-20775	B7H73608		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警19-190161137	B7H03740		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警13-3086273	GL0M2161		
2021/08/05	北浦和駅西口	不明	CS11044726		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警20-202669700	SB905802		
2021/08/05	北浦和駅西口	埼玉県警16-6206556	A16AB04805		
2021/08/05	与野駅東口	埼玉県警20-201693896	SUD006108		
2021/08/05	与野駅西口	埼玉県警19-192430925	SVTA12856		
2021/08/06	北浦和駅東口	埼玉県警20-204173117	F20573721		
2021/08/06	北与野駅	埼玉県警16-6217268	A16AB11442		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/08/03	岩槻駅	品川B-12093	H9H49873		
2021/08/03	岩槻駅	埼玉県警19-190624633	F180878800		
2021/08/05	岩槻駅	埼玉県警15-5394307	VF15E02015		

合計: 77台